

事務連絡
令和 2年 4月 15日

各位

高岡市高齢介護課
課長 森川 朋子

新型コロナウイルスに係る要介護認定有効期間の延長について

日頃より、本市の介護保険事業の運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて(その4)」(令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、**介護保険施設や病院等で、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられ、被保険者への認定調査が困難な場合**には、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間を新たに12か月延長できる旨、通知されたところです。

本市においては、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、次のとおり対応することとしたのでご案内いたします。なお、今後、国からの通知等の発出により対応の変更が生じた場合は、改めてお知らせします。

記

1 要介護認定の臨時的な取り扱いについて

更新申請の被保険者のうち、申請者や施設の意向により、訪問調査が困難な場合、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に加えて「12か月延長する」ものとします。

2 対応期間 当面の間(延長終了時に改めてご案内いたします)

3 対象者

更新申請で「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間延長申出書」の提出のあった方。

※新規申請及び区分変更申請中の被保険者の方は対象となりません。

【添付資料】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて(その4)
(令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

【事務担当】

高岡市高齢介護課 認定審査係
TEL : 0766-20-1365